

エコ観光地づくりモデル事業推進協議会規約

(名称)

第 1 条 この会の名称は、「エコ観光地づくりモデル事業推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、ビーナスライン及びその周辺地域を対象に、電気自動車と木質バイオマスエネルギーを活用して温室効果ガスの排出を削減するとともに、観光地が活性化するモデル事業を推進することを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行なう。

- (1) 電気自動車を活用して観光周遊を促進する事業計画の策定に関すること。
- (2) 木質バイオマスエネルギーの導入を促進するための事業計画の策定に関すること。
- (3) 上記 (1) 及び (2) の事業計画の推進に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、別表 1 に掲げるものにより構成する。

- 2 会員は必要に応じ適宜追加できるものとする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、長野県諏訪地方事務所長をもって充てる。

(会長の職務)

第 6 条 会長は、協議会を代表し、協議会を招集する。

(部会の設置)

第 7 条 第 3 条に掲げる事業を実施するに当たり、電気自動車部会、木質バイオマスエネルギー部会を置く。

- 2 部会長は、長野県環境部環境エネルギー課長をもって充てる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務を処理するため、事務局を長野県環境部環境エネルギー課に置く。

(事業年度)

第 9 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
ただし、初年度は設立時から翌年 3 月 31 日までとする。

(補足)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は平成 27 年 11 月 4 日から施行する。